無償資金協力

案件概要書

2017 年 10 月 31 日

１．基本情報

(1)　国名：スーダン共和国

プロジェクトサイト／対象地域名：全 18 州のうち、紛争下の 8 州（ダルフール地方の 5 つの州，青ナイル，南コルドファン，西コルドファン）を除く 10 州において，協力準備調査にて水事業体の維持管理能力等を確認の上，適切と見なされる対象州及び機材数を絞って実施。

(2) 案件名：上水道施設運営維持管理改善計画（The Project for Improvement of Operation and Maintenance of Water Supply System）

(3) 事業の要約：本計画は，同国の給水システムの運営・維持管理に使用する機材等を整備することにより，安全かつ安定的な水供給の改善を図り，もってスーダンの基礎生活分野支援に寄与することを目的とする。

２．事業の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

スーダンは，アラブとサブサハラ・アフリカの境界に位置し，また，情勢が不安定で，干ばつや食糧危機に繰り返し見舞われるアフリカの角地域等と国境を接している。同国情勢が不安定化すれば，周辺地域や，我が国の通商，交易上重要なシーレーンの一部である紅海やソマリア沖にも波及することが懸念されることから，同国の安定的な発展は，当該地域の安定に資する重要な課題である。

また，スーダンは産油国であるほか，石油のほかにもダイヤモンド，金などの鉱物資源を豊富に産出している。さらに，広大な国土を有する同国は，農業開発に関する潜在性も大きい。

我が国は，スーダンと良好な二国間関係を維持しており，毎年閣僚級の訪日がある他，スーダンは国際機関等選挙においても我が国支援を表明するなど友好的である。また，我が国は，2106 年 8 月に開催した第６回アフリカ開発会議（TICAD VI）において，官民総額 300 億ドル規模の質の高いインフラ整備や保健システム構築，平和と安定の基礎作り等のアフリカの未来への投資を行うとしており，この協力はこれを具体化するもの。これらにかんがみ，本案件の実施は，対スーダン関係の維持発展に資することから有意義である。

(2) 当該国における水セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

スーダンにおける安全な水へのアクセス率は 68.0%（UNICEF、2017 年）であり，一層の改善が望まれている。また，全国平均 2.4%（世界銀行、2016 年）の高い人口増加率を背景に，今後同国全体の給水需要はより一層増大していくと見込まれる。

しかし，我が国が実施中の技術協力プロジェクト「州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」（2016 年～2020 年）にて収集した情報によると，同国では，都市部及びその周辺地域において給水事業を担う組織の能力や機材の不足により，井戸の状態の検査・修繕や給配水管修繕等，給水システムの維持管理が不十分な状態

にある。また，給水量等の給水事業に係る基本データの把握・管理が不十分である。現状のままでは，増大する給水需要に適切に対応して安全な水へのアクセス率を高めていくことは困難と考えられる。（組織能力不足の課題に関しては，別途技術協力により対応中。）

こうした状況の下，同国政府は，給水・衛生分野国家戦略（Water, Sanitation and Hygiene Sector National Strategic Plan（2012-2016））において，給水事業におけるモニタリング・維持管理の強化を重要課題と位置付け（現在も同様の方針が継続），国家 25 ヶ年給水計画（2003 年～2027 年）において，安全な水へのアクセス率を 2027 年までに 100%とする高い目標を掲げている。

このような同国の現状・課題を受け，本計画は，給水システムの運営維持管理に必要な機材整備を行い，スーダン政府が実施する給水システムの検査・修繕等の維持管理能力や給水に係る基本データの把握・管理能力の改善を通じて，上述の戦略又は計画が掲げる安全かつ安定的な水供給の改善に資するものとして位置付けられる。

(３) 給水セクターに対する我が国の協力方針等と本計画の位置付け

我が国の対スーダン共和国国別開発協力方針（2012 年 12 月）及び対スーダン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 5 月）において，「基礎生活分野支援」を援助重点分野の一つとし，持続的な水利用や施設整備及び維持管理能力強化等を内容とする「水・衛生支援プログラム」を実施していく方針としている。本計画はこれらの方針・分析に合致している。

なお，これまで我が国は，無償資金協力「カッサラ市給水緊急改善計画」（2011 年～2013 年）及び「カッサラ市給水計画」（2011 年～2015 年）にて給水施設の改修・新設等を実施し，また，無償資金協力「コスティ市浄水場施設改善計画」（2015 年～）にて浄水施設等の新設・改修等を実施中。

(４) 他の援助機関の対応

国連児童基金（UNICEF）は，主に村落の井戸やトイレの建設を支援している。アフリカ開発銀行（AfDB）は，主に西コルドファン州において、給水セクターに係る人材育成や組織改革等を支援している。国際移住機関（IOM）や国連プロジェクトサービス（UNOPS）はダルフール等の紛争地域において村落給水を中心に支援している。その他，中国，イラン，ベルギー，英国，カタール等が村落給水や地方都市給水への支援を行っている。

(５)本計画を実施する開発政策上の意義

スーダンの所得水準は相対的に高いことから,「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき，無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。

スーダンは, 長年続いた内戦の影響から, 基礎的な生活インフラが欠如している。特に，最近，南部を中心にコレラとみられる水因性下痢の感染が広がるなど，安全な水の供給に対するニーズが高まっており，人間の安全保障の観点から，本計画を通じて，貧困，感染症など個人の尊厳，生命，生活に対する脅威への対応が必要となっている（「人道上のニーズ」）。

本計画は，上記の観点を満たすものであり，無償資金協力の供与が適当と判断で

きる。
本計画は，同国の開発課題，開発政策並びに我が国の支援方針に合致している。また，本計画は同国の安全かつ安定的な水供給に資するものであり，SDGs ゴール6（すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する）に貢献すると考えられることから，本計画の実施を支援する必要性は高い。

３．事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的：本計画は，同国の給水システムの運営・維持管理に使用する機材等を整備することにより，安全かつ安定的な水供給の改善を図り，もってスーダンの基礎生活分野支援に寄与することを目的とする。

② 事業内容

ア）施設，機材等の内容

【機材】井戸ポンプ，井戸検査・修繕機器，水質検査機器，流量計，給配水管修繕機材等　※据付工事の必要性及び負担者については，協力準備調査で確認

イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

【コンサルティング・サービス】詳細設計，入札補助，調達監理

【ソフトコンポーネント】協力準備調査にて確認する。

ウ）調達・施工方法：協力準備調査にて確認する。

※本計画により特定された配水管の修繕等については，実施機関である水資源・灌漑・電力省，飲料水・水衛生局及び各州水公社の予算により実施する。事業の実施に当たっては，各実施機関が修繕のために必要な人員・予算を割り当てるように確認する。

③ 他の JICA 事業との関係

技術協力「統合水資源管理能力強化プロジェクト」（2016 年～2019 年）にて水資源管理に係る政策，戦略，計画の質的向上と統合水資源管理の実践を支援している。また，技術協力「州水公社運営・維持管理　能力強化プロジェクト」（2016 年～2020 年）にて，カッサラ州及び白ナイル州を中心に，全国の各州水公社の給水システムの維持管理，経営管理の能力強化等を行っている。これらソフト面の支援と併せて本計画にて機材面での支援をすることにより，給水システムの運営維持管理能力の向上に関して，相乗効果の発現が期待される。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

水資源・灌漑・電力省　飲料水・衛生局（Ministry of Water Resources, Irrigation and Electricity, Drinking Water and Sanitation Unit）、各州水公社（State Water Corporation）

② 他機関との連携・役割分担

特になし。

③ 運営／維持管理体制

協力準備調査にて確認する。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類　□A　□B　■C　□FI

② カテゴリ分類の根拠：

本計画は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上，環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項

協力準備調査にて確認。

(5) ジェンダー分類

ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項

特になし。

４．過去の類似案件の教訓と本計画への適用

スリランカ民主社会主義共和国向け無償資金協力「ヌワラ・エリヤ給水改善計画（第 2 期）」（2002 年～2003 年）の事後評価等において，流量計を設置するだけでは給水事業の改善には不十分であるとし，流量計により収集した給水量等のデータを適切に記録・管理したり，データを活用して漏水箇所をいち早く発見する等の維持管理活動を行ったりできる体制を整備する重要性が指摘されている。

この教訓を踏まえ，本計画では，供与した機材が十分に活用され，運営維持管理の改善が実現されるように，先行実施されている先述の技術協力案件との連携により，運営維持管理体制の整備も併せて図っていく。

以　上

［別添資料］地図

別添

上水道施設運営維持管理改善計画　　地図

白	調査対象
灰色	調査対象外